

平成29年度ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

募 集 要 項

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し職業訓練資金を貸付し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的に実施するものです。

2. 貸付の対象者

入学準備金は、平成29年度に高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した県内に住民登録をしている者を対象とします。

就職準備金は、平成29年度に高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し、資格を取得した県内に住民登録をしている者を対象とします

3. 貸付額と利子

(1) 貸付額は、入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内です。

(2) 利子は連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

4. 貸付金の交付

貸付決定後、貸付決定者からの借用書を三重県社会福祉協議会が受領後、約1か月以内に指定口座に振り込みます。

5. 返還の免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、三重県内において取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事(1週間の所定労働時間が20時間以上とする。)したときは、貸付金の返還が免除されます。

ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくこととなりますので注意してください。

6. 貸付予定人数

入学準備金 50人

就職準備金 50人

7. 申請の手続き方法

訓練資金の貸付を希望する方は、下記の「9. 申請書・問い合わせ先」に提出してください。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）
 - (2) 個人情報の取扱同意書（第2号様式）
 - (3) 誓約書（第3号様式）
 - (4) 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
 - (5) 免許証などの写真付身分証明書
 - (6) 世帯全員の全部の記載のある住民票（マイナンバーを除く）
- 2 入学準備金の申請にあたっては、養成機関に在学していることを証明する書類および入学開始日がわかる書類を添付してください。
- 3 就職準備金の申請にあたっては、養成機関の課程を修了したことを証明する書類、就職の内定又は決定がわかる書類、および取得した資格を証明する書類を添付してください。
- 4 連帯保証人の収入を証明する書類（非課税の方は保証人と認められません）、マイナンバーを除いたすべての記載がある住民票、写真付身分証明書
*連帯保証人を立てる場合には、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者としてください。

8. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書等を提出していただきます。

9. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次とおりです。

〒514-8552

三重県津市桜橋2丁目131（社会福社会館2階）

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター

TEL 059-226-1118（9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

ホームページから申請様式をダウンロードできます

三重県社協 ひとり親 ⇐

